

日本運動処方学会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この会は、日本運動処方学会と称する。
- 第 2 条 この会は、健康に生活できる権利を守る為に働く現場の指導者とその教育・研究者の緊密な情報・学問的交流を行なうことによって、各々の資質を向上させ、人類の健康に対するより良い貢献を目的とする。

第 2 章 事 業

- 第 3 条 この会は、第 2 条の目的を達成するために、次の事業を行う。(イ) 研究発表会、講演会等の開催 (ロ) 機関誌(電子出版)の発行 (ハ) ホームページの運用 (ニ) その他、この会の目的に資する事業

第 3 章 会 員

- 第 4 条 この会の会員は、前条の目的に賛同するものをもって組織する。
- 第 5 条 会員の種別は、正会員、賛助会員および名誉会員とする。(イ) 正会員：本会の目的に賛同する個人とする。(ロ) 賛助会員：本会の目的に賛同する団体および個人で、評議会で承認されたものとする。ただし、この会の役員となったり、役員を選出することはできない。(ハ) 名誉会員：本会の目的に賛同し、事業内容に関して専門性を活かした助言のできる個人で、評議会で承認されたものとする。ただし、この会の役員となったり、役員を選出することはできない。
- 第 6 条 会員は、この会の営むすべての事業に参画することができる。
- 第 7 条 会員となるには、会員の紹介もしくは直接事務局に申し込むものとする。

第 4 章 組織および運営

- 第 8 条 この会の事業を運営するために、次の役員をおく。
(イ) 会長 1 名 (ロ) 事務局長 1 名 (ハ) 評議員若干名 (ニ) 監事 2 名
- 第 9 条 この会の会議は、総会および評議会とする。
- 第 10 条 会長は、総会において選出し、評議員の資格を有する。会長は、この会を代表し、総括する。
- 第 11 条 事務局長は、総会において選出し、評議員の資格を有する。
- 第 12 条 評議員は、総会において選出し、評議会を構成する。
- 第 13 条 監事は、総会において選出し、会計監査する。
- 第 14 条 通常総会は、原則として年 1 回開催し、この会の事業および運営に関する重要事項を審議決定する。総会はこの会の最高議決機関とする。会長は総会を招集するために、会場および日時を定め、あらかじめこれを会員に通知する。総会は、

全会員の過半数をもって構成する。総会の議長は、会長がこれに当たる。総会に出席することのできない会員は、会議の構成員を代理とする委任状を事前に提出できる。委任状の提出がない場合は、議決に一任のこととする。

第15条 評議会が必要と認めた場合、または会員の要求があつて評議会が適当と認めた場合は臨時総会を開くことができる。

第16条 評議会は、会務を処理する。評議会は、事務局長がこれを招集し、当日の出席会員をもって構成する。

第17条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補によるものの任期は、前任者の残任期間とする。

第18条 総会および評議会の議決は、出席者の過半数をもって決する。

第19条 会員資格は3年間とし、3年ごとに更新手続きをする。

第5章 会計

第20条 この会の経費は、次の収入によって支出する。

(イ) 会員の会費 (ロ) 事業収入 (ハ) 他よりの助成金および寄付金

第21条 会員の会費(3年間)は、次の通りとする。

(イ) 正会員 3,000円(年額1,000円)

(ロ) 学生正会員 1,500円(年額500円)

(ロ) 賛助会員 1口 1,000円

第22条 この会の会計年度は、原則として当該年の4月1日より翌3月31日までとする。

第6章 雑則

第23条 この会の会則は、総会の議決により変更することができる。

第24条 役員の選出の細部に関しては、内規で定めることができる。

第25条 この会の事務局は、当分の間、川崎医療福祉大学におく。

付 則

この会則は、令和5年4月1日から施行する。